

# 地域団体商標「沖縄黒糖」運用管理実施細則

平成20年8月27日

## (目的)

第1条 この実施細則は、沖縄県黒砂糖協同組合（以下「組合」という。）の登録商標運用管理規程（以下「規程」という。）第3条（2）登録第5053363号の地域団体商標「沖縄黒糖」の適正な運用・管理に関し、必要な事項を定める。

## (商標の使用基準)

第2条 規程第3条（2）登録第5053363号の地域団体商標「沖縄黒糖」に係る商標の使用基準は以下のとおりとする。

- (1) 沖縄黒糖を100%使用した商品は、商品名及び一括表示欄の名称を「沖縄黒糖」と表示することができる。
- (2) 前号の表示をした商品をまとめて収容する容器についても同様とする。
- (3) 原材料の砂糖に占める沖縄黒糖の割合が50%以上の商品については「沖縄黒糖使用」と表示することができる。
- (4) 原材料の砂糖における沖縄黒糖の割合が10%以上50%未満の商品については「沖縄黒糖入り」と表示することができる。
- (5) 前2号の規定に基づき表示した場合は、一括表示欄の原材料名「沖縄黒糖」の次に括弧を付して、その使用割合を表記すること。
- (6) 当該商標は、沖縄黒糖又は沖縄黒糖関連商品のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレットなどの各種資材に表示することができる。

## (使用承認申請)

第3条 商標の使用を希望する者は、「別記様式1」により沖縄県黒砂糖協同組合理事長（以下「理事長」という。）あて、使用承認の申請をしなければならない。なお、申請及び許諾に要する費用は申請者の負担とする。

- 2 使用承認申請があった場合、組合は商標審査会を開催して申請内容を審査し、規程及び実施細則に適合すると認められた場合には使用を許諾するものとする。この場合、「別記様式2」の地域団体商標「沖縄黒糖」使用許諾証を発行するものとする。
- 3 組合理事長が特に必要と認めたときは、商標の使用に関して条件をつけることができるものとする。

## (登録簿)

第4条 組合は、前条の申請に基づく使用許諾を行った場合は、次に掲げる事項を登録簿に記載し、これを組合事務所に備えておくものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録の年月日
- (3) 住所、名称、代表者氏名

(商標の表示方法)

第5条 商標は商品の容器又は収容箱等に直接印刷し表示するほか、シールに印刷し、商品の容器又は収容箱等に貼付して表示することができる。

(附 則)

(施行期日)

この実施細則は、平成20年8月27日から実施する。